

黃遵憲と宮島誠一郎

——日・清政府の官僚文人交遊の一軌跡——

筧 久美子

神戸大學

はじめに

今から一世紀あまり前、日本在任四年にして、中國最初の本格的な日本研究にとりくみ、その成果を世に問うた清末詩界革命の唱道者黄遵憲。『日本國志』や『日本雜事詩』によって、その名は早くから知られてきたものの、彼が中國でとみに高く評價される存在となったのは、むしろ最近のことといつてよい。それは文化大革命後の新しい開放政策によって、日本の急速な近代化に學ぼうとする、いわゆる日本研究ブームが起こった一九八〇年代以後の、明治維新研究、日中交流史、日中比較文學史、日中近代史などの分野における、際立った現象なのである。

たしかに、黄遵憲の業績は、十九世紀末という時代と日清兩國の緊張關係を考慮に入れて考えるとき、今日から見てもすぐれて質の高いものであった。身をおいた時代に大きな制約を受けながら、三十歳を過ぎたばかりだというのに知識と視野の廣さ、見識の高さ、思想の柔軟性と進取性などにおいて、彼がずば抜けた存在であったことは疑えない。

百年の時間を経た今日、新たな脚光をあげ顯彰されるに至った黄遵憲の『日本雜事詩』を読み、『日本國志』をひもとくたびに、筆者はあらためて大きな驚きを覚える。日本事情について黄遵憲はいったいどうしてこれらのことを、かく理解しえたのか、そもそもどこからこの膨大な資料を手に入れたのだろうか、と。百年後のわれわれでも外國研究で出會うさまざまな困難を思えば、このような疑問を持ったとしても、黄遵憲にたいして少しも失禮には當たるまい。驚きの理由をあげよう。たとえ黄遵憲には外交官特權があったとしても、その滞日期間はわずかに四年、しかも、基本的には日本語の會話も十分には出来なかつた。そ

れに現在のように資料の整った圖書館に通ったり、ゼミに参加したりできたわけでもない。こうした条件のもとで、

膨大な資料の精細な讀破と、それを保證する著述の質の高さを、いったいどう説明したらよいのだろうか。もちろん、勉強熱心な黄遵憲自身の優れた能力は疑えないし、當時の日本の公的文書が漢文を基調としたものであったこと、筆談によって意志を通じあえる条件もあったことは確かだが、それにしても、資料提供とその解説に關して相當な實力をもつ日本人協力者がいなければ、とうてい不可能だったろうと思われる。日本人の協力者がいたとすれば、それは一體誰なのであろうか。黄遵憲自身はそのことについては、「其の士大夫と交遊して」（『日本國志』叙）と書くだけで具體的な人名には言及しない。『大河内文書』（實藤惠秀譯 平凡社 東洋文庫 一九六四年）、『黄公度先生傳稿』（吳天任著 香港中文大學 一九七二年）などにそれらに關する名前が散見されるが、日常繼續的な協力者だとは決めがたい。そこで本論では、黄遵憲の諸業績がどのような協力者を背後に持っていたかについて、一つの推論を提起してみたい。

黄遵憲と宮島誠一郎（寛）

—

一八八二（光緒八、明治十五）年初春の一月十八日（陰曆）、アメリカ・サンフランシスコの總領事に任じられた三十五歳の黄遵憲は、横濱港からサンフランシスコ（二月十二日着）に向けて旅立つ。一八七七（光緒三、明治十）年末の日本着任から足掛け五年、實質的には滿四年の日本滞在であった。その四年間は彼個人にとつて、清國外交官の一員として擔うべき政治的重責とは別に、日本人との漢詩文の交わりを通じて多くの友情をはぐくみえた、さらには、後世への貢獻多大なる日本研究において、まことに收穫多き歲月であった。

離日にあたつて黄遵憲は七言律詩五首を作り、それを留別記念として日本漢詩文界の人士に贈る。題して「奉命爲美國三富蘭西士果總領事留別日本諸君子」^①。當時の日本斯界の重鎮であつた大沼厚らは送別の宴を設けて、この異國の外交官との別れを惜しんだ。清國公使館員のおもだつたメンバーには深い學殖をそなえた人物が多かつたが、とり

わけ年若い参贊官であつた黄遵憲は、詩文の交流を通じて日本人士にひろく敬愛され、知人も多かつた。送別の宴は、黄遵憲ら清國外交官が、日本人知友としばしば清遊を楽しんで櫻の名所・隅田川畔の酒樓で開かれた^②。上述の留別詩を前もって贈られていたらしく、日本側の人士もまたおのおの送別詩を携えて参集したことが、「續懷人詩」(第七首)に見える。黄遵憲はその自注に、大沼をはじめとして宴の主要な参集者十名(いずれも漢詩文界の代表的な人々)の氏名をあげ、彼らへの敬意を示している^③。

だがそれとはべつに、同じ「續懷人詩」の第八首で、次章でふれる宮島誠一郎をつぎのように回想していることに筆者は注目したい。その交流がどのようなものであつたかを想像させるこの詩は、二人の並々ならぬ親交を示すと思われる。

一龕灯火最相親	一龕 ^{がん} の灯火	最も相い親しみ
日日車聲輾麴塵	日日 車聲	麴塵 ^ひ を輾 ^ひ けり
絶勝海風三日夜	絶えて勝る	海風 ^{さんぢや} 三日夜
笈舟空訪沈南蘋	舟を空 ^ひ き空しく	沈南蘋 ^{しんなんびん} を訪ねしに

ひとつ灯^とし火のもとで、最も親しくしたあなた、毎日のように車を走らせて麴町のお宅におじゃましたものだ。あの頼山陽が、長崎に来ていた畫家の沈南蘋の令名を聞き、三日三晩の嵐について會いに行ったのに、着いたときには南蘋は既に歸國、それを一生の痛恨事だと言つたそうだが、それにくらべたら、なんと幸運だつたことか。

このように黄遵憲がとくに宮島を懐かしむのは、大沼ら長老格の人たちに比べて宮島が黄遵憲より十歳だけの年長であつたことと、宮島の人となり深い信頼を置き、最も親しくつきあつた友人であつたことによる。また宮島の長男大八が、黄遵憲とその弟黄遵楷にしばらく中國語を學んだという関係もあつた。自注によれば、麴町(千代田區)にあつた宮島の住まいと、清國公使館とは「一街を隔つるのみ」(公使館は初め港區の芝増上寺山内の月界院にあつたが、明治十一年十一月に永田町の元華族會館に移轉した)ばかりでなく、ふたりは「見^みうごにすなわち詩を論ず」という問柄であつた。この詩は、當時西歐文明への傾斜がいちぢるしい趨勢となりつつあつた日本にあつて、勝れた漢學の素養

をもつ宮島と知己のつきあいができたこと、會えば多方面にわたる話題について意見を交わすことができ、且つ詩文の應酬を含む風雅の交わりが楽しめたことを示している。眞つすぐな氣性だった黄遵憲の「最も相親しむ」ということばは文字通りに受け取ってよいと思える。

黄遵憲の「奉命爲美國三富蘭西士果總領事留別日本諸君子」と題する七律五首にたいして、宮島もまた送別和韻の詩五首を贈つて、四年間の友情の記念とした。それらは、八句のうち七句の末字すべてに黄遵憲と同じ字を使った第一首をはじめとして、アジアの發展と平和のために日清兩國の善隣と團結を夢み、理想社會の實現を願つた明治の人らしい彼の思いがあふれたものである。宮島の『養浩堂詩集』（二集 天）に收めるその詩題は「黄參贊公度、與余交莫逆、其將回國、有留別辭五章見示。因和其韻以贈」として一首あげるだけだが、その五首すべてを採録する『入境廬詩草箋注』には、「黄參贊公度君、將辭京有留別作七律五篇、余與公度交最厚、臨別不能無黯然銷魂、強和其韻敘平生、以充贈言」とある。恐らくこれが贈つた當時の表

黄遵憲と宮島誠一郎（寛）

題であろう。つぎに應酬の最後の詩、黄遵憲の第五首と宮島の和詩第五首との試譯をあげてみよう。

滄溟此去浩無垠 滄溟 此の去きよ 浩として垠かぎり無し
回首江城意更親 回首すれば 江城 意は更に親ちかか
らん

昔日同舟多敵國 昔日 同舟 敵國多かりしに
而今四海總比隣 而今 四海 總べて比隣なり

更行二萬三千里 更に行くは 二萬三千里

等是東西南北人 等なんぞ是れ 東西南北の人なるや

獨有與亞一腔血 獨ただ 與亞一腔の血の

爲君戶戶染紅輪 君が爲に戶戶に紅輪を染むる有り

（黄遵憲）大海をゆくこの旅路はさぞやはてしなく、遠ざかる江戸を振り向いて、なつかしい人たちへの思いをつのらせることだろう。かつては同じ舟に乗り合わせても敵とすることが多かった、だが今ではみんな仲のよい友になった。それがまた、二萬三千里のあなたに出かけるとは、なぜかくもわたしは、さすらい人なのか。ただひとつ、アジア振興の熱意に燃えて、天子のために戸ごとに日の丸を

掲げている國があるのに。

莫説天涯與地垠 説いう莫かれ 天の涯はてと地の垠はて

電機通信意相親 電機 通信 意は相親し

連衡畫策希與亞 連衡 畫策 與亞を希な

唇齒論交貴善隣 唇齒 論交 善隣を貴とぶ

十室由來猶有士 十室 由來 猶 士有り

中原到處豈無人 中原 到る處 豈に人無からんや

期君早遂經時志 君が早つとに經時の志を遂げ

海陸兼營兩火輪 海陸 兼なねて兩つの火輪を營むを

期さん

(宮島) 天と地のはてに離ればなれなどとは言われま
すな、電信や電話もとどく今の世では、いつでも心は密に通
じあえるのですから。手を取りあってアジアの振興をねが
い、お隣同士の親善につとめましょう。十軒に一軒は忠節
の士がいると言うごとく、あなたの廣いお國にどうして人
材なしということがありません。あなたがかねてからの
大志をいつときも早く實現され、海陸ともに強い軍事力を
育てられることを期待しております。

題辭に見える「黃參贊公度、余と交わりて莫逆」「余は
公度と交わること最も厚し」ということばには、宮島の黃
遵憲にたいする交情の深さがよく示されるばかりでない。
この應酬の内容から見て、兩國が強い國家となつて連帶し
たいという理想をふたりが常に語りあつた仲であつたこと
が推測できるのである。

二

そこで宮島誠一郎(栗香 一八三八天保九〜一九二一明治四
十四)について少しく述べることにしたい。宮島誠一郎は、
わが國における明治期の中國語教育の創始者であつた宮島
大八(詠士)の父である。歐米崇拜の時流とは逆に、息子
大八の、清末中國に前後七年の長きにわたる留學を支持し
た點でも、特異篤志の人であつた。大八ははじめ蓮池書院
主講だつた張廉卿⑤に師事し、のち師の死去に至るまで直接
その身邊に隨行して學び、のち書家として大成する。大八
が中國語教科書『急就篇』の制作および「善隣書院」での
中國語教育事業において、忘れてはならない先驅者である

ことは贅言するまでもあるまい。この宮島父子については、魚住和晃著『宮島詠士——人と藝術』(二玄社 一九九〇年)に詳述されており、今は該書に據りつつ、誠一郎の略歴を示す。

宮島誠一郎、一八三八(天保九)年生まれ、一九一一(明治四四)年没、享年七十三歳。米澤藩祐筆吟味方宮島一郎左衛門吉利(一瓢)の長男として、米澤城下に生まれた。幼名は熊藏。栗香、養浩堂と號した。藩校興讓館に學び、その俊才ぶりを發揮し、のち興讓館の助教を勤める。また窪田梨溪に師事して漢詩を學んだ。誠一郎は戊辰戦争のとき、東北諸藩の協和と非戦をねがい、米澤藩のために全力をつくしたのだが、結局米澤藩は敗者となる。その後、彼の實力を知る勝海舟の紹介によって大久保利通に面識をえ、その推舉によって明治三年、新政府に文官として參畫する。初めは漢學の素養を買われて、詔勅や公文書の起草や記録に當った^⑥。なお彼が、立憲政治を目指す憲政立國論の先覺者でもあったことは、注目されてよい^⑦。

維新政府にあっては、宮島はもちろん敗者側からの參入

黄遵憲と宮島誠一郎(寛)

者でしかない。ゆえに官界では、學識と實力に相應の地位や順調な昇進を得たとは言いがたく、むしろ不遇であった^⑧。「明治十年、東京に清國公使館が設置され、交渉の必要がふえると、外交に慣れぬ政府は、外交官でない誠一郎に多くを託すことになった。卓抜なる漢學の素養をもち、漢詩文をよくした彼は、まさにその任には適材であった。」と魚住は言い、その結果「初代公使、何如璋、二代および四代公使の黎庶昌、それらの下にあった張斯桂、黃遵憲、楊守敬、張沆らと親密な交際を持ち、隨一の親中國派として知られることになった」と言う。この間のいきさつについて、當事の日清關係と誠一郎自身の記述をあわせて以下に少し詳しく見ることとする。

一八七二(明治五年)、廢藩置縣による琉球處分に關連して、日清間に琉球の歸屬問題をめぐる泥沼の交渉が始まる。さらに二年後の七四年、臺灣に漂着して殺害された琉球人に對する報復措置を名目とした日本政府の臺灣出兵などがあって、琉球統治權を争う交渉は深刻化する。それらの懸案を解決するために、清朝に對し日本政府は日本公使を

派遣した上で、清國特命公使の派遣を要請していた。ようやく一八七六（明治九）年十二月、清國政府は翰林院侍講の何如璋を欽差大臣として日本駐劄を命じ、通商司張斯桂を副使とする決定を下したが、日本側の内紛（西南事變など）や疫病コレラの流行もあって、公使の一行が横濱港に到着したのは、一年後の十年十一月十二日である。そして十二月二十一日（日本の暦では明治十一年一月）、一行は芝山内の月界院を借りうけて使館としたのであった（以後年月日は中國側が陰曆、日本側が陽曆による）。

「早晚此球案ハ兩國ノ一大問題ト成ルコト昭然タリ、余久シク此事ヲ憂ルト雖モ此事已ニ此ニ到ル、策ノ奈何スヘキモナシ、……予今公使ノ來ルニ際シ、文事ヲ以テ私交ヲ修スルト雖モ、其志ハ亞細亞大局ヲ維持スルニ在リ、但球事ノ終局ナラサル、眞ノ交際ハ不可求、前後ノ事情ヲ斟酌シテ顧慮スル所以ナリ」^⑨

と記すように、兩國の交渉が紛糾することを宮島は懸念していた。明治十一年のおそらく一月から三月十四日までのある日、外務省より清國代表との應接要員として、宮島

への任用内示があったらしい。それに對し「深く時勢を考へるところあって」、外交上の政府公式メンバーとなることを敢えて避ける。内示を受けた後の三月十四日すぎに大久保利通を尋ねた彼は、この件に關する進退を諮り、大久保の同意のもとに自身のとるべき道を決めたのであった。

「頃者外務省ヨリ清國應接ノ爲メ、採用致度云々、内諭有之、此事聊斟酌スル所アリ、前キニ鮫島尙信ノ（外務大輔）佛國公使ト爲リ、赴任スルニ臨ミ、予深ク約スル所アリ、洋行三年ノ間ハ、依然トシテ身ヲ動ス無ク、他日歸朝ノ日ヲ待テ、一搏ヲ試ミヨト、予亦左院廢院以來ハ、深ク時勢ヲ考ル處アリ、輕輕舉動、一時ノ榮利ヲ貪ル、素ヨリ好マサル所、況ヤ清國公使今日ノ談話ハ、兩國交歡ノ始メニシテ、僅ニ皮膚ノ談而已、其心術如何ハ、却テ閑接ノ交際ニ在リ、今若シ公然外務省ニ奉職セハ、他日有事ノ日、却テ嫌忌ヲ免カレス、仍テ一日大久保家へ參リ、前後ノ事情ヲ逐一談シ、猶 此後ノ方向モ深ク相謀リシニ、參議ノ考慮モ同案ニテ、閑接ノ交際ハ却テ政府ノ爲メニ利益可有之、只管ヲ兩國ノ協和ニ注意シ、何ク迄モ親睦致候様偏へ

ニ依頼スル云々」^①

「閑接ノ交際」に徹すると決めたと宮島の理由には、少なくとも次の四點があると推測してよいだろう。

その一、日清兩國の懸案事項である琉球歸屬という先鋭な政治問題があり、國論もさまざまに搖れていた當時にあって、必要な折衝に當面したとき、彼自身の考えに沿ってことを進めるには、餘りにも難しいと知っていたこと。

その二、外交官の立場は、ことに輕擧を許されぬものと以前より考えていたこと。

その三、華やかな舞臺での名譽や一時的な榮達をのぞむ意志はなかったこと。

その四、左院の改廢といった新政府の官廳體制の不安定にともなう、彼自身の立場の弱さをよく認識していたこと。

いずれにしても彼自身の判断による最善の立場を取ろうとしたことは確かだが、もちろん日本政府の利益のために、ひたすら兩國の協和に注意し、どこまでも親睦につとめることも當然の了解事項であった。公使たちとの筆談を大久保に報告し、清國側の意向を伝えていたのはその故で

黄遵憲と宮島誠一郎(寛)

ある。^① 大久保はそのすぐ後の五月十四日、石川藩士族らによって暗殺されるが、宮島はその後も岩倉など政府要人に筆談の事情を説明しており、日本政府の裏面工作員の役割を果たしていた。もちろん清國側の代表もそのことを承知しての往來であった。

だがそうした政治問題にかかわる中間窓口とは別に、彼と黄遵憲との交遊は、學問や文學を通して深まっていたと思われる。そのことは、黄遵憲が「日本で漢字の詩文を通じた交わりに恵まれ、詩を作ればすぐ争って傳えられた。明治維新史の初稿を書き終えると、それがすぐ中國以外の國にも讀まれるに至るとは」と留別第三首に示す(宮島一人をうたったものではないが)のにたいして、宮島の送別第三首もつぎのようにいう。

幸然文字結奇緣 幸然たり 文字は奇緣を結ぶを
衣鉢偏宜際此傳 衣鉢 偏えに宜しく此に際して傳

うべし

霞館秋吟明月夜 霞館 秋に吟ず 明月の夜
麴街春酌早櫻天 麴街^② 春に酌む 早櫻の天

佳篇上梓人爭誦 佳篇 上梓すれば 人争い誦す

新史盈箱手自編 新史 箱に盈みつるは 手自ずから

編めり

怡愛過江名士好 怡あかも愛す 江を過ぎりし名士の

好きを

翩翩裙屐若神仙

翩翩へんべんたる 裙屐くんだり 神仙じんとの若し

三

さて、黄遵憲と誠一郎との出會いが一八七七年であったこと、その誠一郎は七六年から歴史編纂にたずさわるべき修史局、ついで修史館の御用掛になっていること、それが黄遵憲の在任期間及び『日本國志』執筆の時期と重なることに、とくに筆者は注目したい。

修史館とは、明治二年に政府が設置した歴史編纂所の後身で、太政官制のもとでの歴史課(七二年)、修史局(七五年)、修史館(七七年)と、機構規模や名稱の改廢を経てはいるが、要するに明治國家の正統性と權威を確立することを目的とした、皇國史觀による歴史編纂事業の機關である。黄遵憲

の著述に使われている資料は、この修史館に収集所藏された文獻を多く利用したものであることは確かである。詳述する餘裕はないが、使われた基本資料は明らかに當時整理されつつあった書物によっており、^⑤それに關する彼の理解も日本の當事者として要路に在るものの説明によつてのみ可能だつたと思われるからである。宮島のほかにも適切な解説や知識を與えたと思われる人はもちろん多く、青山延壽、巖谷一六、長三洲らもまた修史館勤務であつたことが『大河内文書』に見えるが、その中で最も頻度高く「ひとつの灯火のもとで」、資料を読み議論したのは、おそらく宮島であつただろう。

黄遵憲は光緒十三(一八八九)明治二十二年夏五月、『日本國志』に敘している。日本への赴任に際し、「今之參贊官、即古之小行人外史氏之職也」と自から任じ、『周禮』にいう「小行人」のごとく、任地の歌謠、風俗を採集しその「志」を著わそうと決意した、と。しかし實際に着手するには、準備期間が必要であり、初めの二年が費やされた、その期間にすこしずつ日本の文書を読むことにもなれ(居東二年稍

稍習其文讀其書)、日本の知識人と交遊し(與其士大夫交遊)、かくて起草に踏み切った(遂發凡起例創日本國志一書朝夕編輯甫創稿本)と記す。ここにいう「士大夫」には複數の人が意味されているだろうが、陰の協力者として最大の人は宮島誠一郎であつただろうと筆者は推測するのである。鋭い議論家であつた黄遵憲が、骨のある相手を求める人であつたればこそ、「一龕の灯火 最も相い親しみ、日日 車聲 麴塵を輾けり」といい、頻繁な交流をもちえた宮島をなつかしむこと。その間の宮島の勤務先が、基本文獻を提供するのにきわめて有利な修史館であつたこと。『養浩堂私記』の記述内容でも分かるように、宮島自身が高い學識知見をもち、かつ對等の議論に値する人物であつたこと、などがその可能性を十分に示唆する。また、上の第三首にいう「佳篇上梓すれば人争い誦す、新史の箱に盈つるは手自ずから編めり」が、『日本雜事詩』(來日二年足らずの光緒五年秋初刊本 同文館、同六年二月王韜による活字本)と『日本國志』(第二稿)を指しており、とくに『日本國志』の勞作が宮島と黄遵憲の親密な交遊のなかで生まれた成果であつたこと

黄遵憲と宮島誠一郎(寛)

を心より喜び祝っていると筆者には讀めるからである。宮島が「黄遵憲が手ずから編んだ」として、自らの協力を全く述べないのは、その人柄もさることながら、兩者の關係が表立つことを避けたのであらうと思う。黄遵憲がのちに上梓された『日本國志』の敍で「士大夫との交遊」としか記さないのも、彼らふたりの願いに逆行する緊張した情勢が醸成されつつあつたことと關係があらう。日清條約改正の交渉が難航し、交渉の中止を日本側が通告したのが一八八八年、それは『日本國志』敍文執筆の前年であつた。先に述べた宮島の政府内での位置や立場を勘案すれば、單なる憶測の域を出ないとしても、そうした援助がことごとしく公表されることを危惧した結果の、雙方の默契であつたと思われるのである。

ふたりの親交は口頭の會話によつてではなく筆談によつてなされた。その克明な内容を含む記録が、几帳面な記録家でもあつた宮島自身の丁寧な清書を経て、『養浩堂私記』の形で今も大切に保存されており、同時期の同様の筆談記録である『大河内文書』と並んで、貴重な資料としての意

義を持つ。

本論文は特定研究「近代日本と中國・アジア・太平洋地域の相互交流と文化形成に關する研究」『宮島家文書』の全資料譚字化を中心として——による研究報告の一つであり、ここに利用した『養浩堂私記』はその未公刊資料であることを付記する。

一九九五年一月十日稿

注

この注では黃遵憲『人境廬詩草箋注』（錢仲聯箋注 上海古籍出版社 一九八一年）をA、宮島誠一郎『養浩堂詩集』をB、同『養浩堂私記』をCと略記する。

① A三三七頁。

② 「壬午春、余往美洲、設餞於墨江酒樓、各賦詩送行、多有和余留別韻者」（A五八二頁自注）。「江東中村樓大會、同人饒何星使黃參贊歸國、席上賦呈、明治壬午（十五年）」（B二集）とある。正客として清國の初代使日公使をつとめた何如璋と參贊官の黃遵憲。何如璋は任期滿了で後任の黎庶昌との交替による歸國、黃遵憲は參贊から總領事への榮轉での離日である。この宴には新任公使黎庶昌の歡迎會も兼ねた可能性があるが、まだ確かめられていない。「誠曰、及新任公使來、一日有暇、則餞宴於中村樓、以表別情、此事既告之閣下、今數十名

爲會主、專韓旋、願勿負舊約」（C卷二明治十五年二月七日の條）（日本では明治六年より新曆による）とあるからである。

なおそれより前の新曆二月四日のCに「何如璋黃遵憲ヲ招テ餞宴ヲ開キ、勝安房、吉井友實二君ヲ招テ同食シ歡飲數刻、黃氏書一詩、天下英雄君操耳、高談雄辯四筵驚、紅髯碧眼正横甚、要與諸君爲弟兄」。また二月十六日の條に「訪何公使」とあつて、餞別の漆器などを贈ったことが記されている。宮島が餞別宴を公的のほか、私的にも開いていたことが分かる。

③ A五八二頁☆大沼厚・枕山、六十歳。南摩綱紀・羽峯、四十五歳。龜谷行・省軒、四十歳。巖谷脩・一六、四十四歳。蒲生重章・綱亭、四十五歳。青山延壽・季卿、？。☆小野長恩・湖山、六十四歳。森魯直・春濤、五十九歳。岡千仞・鹿門、五十歳。☆鱸元邦・松塘、五十五歳。（年齢は明治十五年當時。☆印の三人は、梁川星巖門下の三高足と稱された）。なお、黃遵憲が交流した日本人については、佐藤保著「黃遵憲在日本」（『中日關係史研究』北京中日關係史學會・北京市中日關係史研究會合編 一九九二年第四期）に論及があるので参照されたい。

④ 「續・懷人詩」（A五七八頁）は、黃遵憲が出會ったことのある人々を、懷古した七絶全十五首。伊藤博文、榎本武揚、大山巖、淺田惟常、重野安禪、宮本小一、宮島誠一郎、秋月種樹、巖谷修・日下部東作らと注③の十名、あわせて日本人二十名を詠んだ十首のほか、麥嘉締（アメリカ人教師、張副

使に迎えられて隨員となる。)、傳烈秘(清朝の駐サンフランシスコ領事)、金宏集(朝鮮の左議政大臣)、関泳翊(朝鮮の閔王妃の弟)、馬兼才(琉球の世族、黄遵憲が日本に赴任する途中の舟が神戸に停泊中、琉球の危機を直訴した人物)、向徳宏(同じく琉球の世族)の六人をうたった六首が含まれる。

⑤ 詳しくは魚住和晃著『張廉卿へ悲憤と憂傷の書人』(榊原書店一九九三年)参照。

⑥ 出仕後の年次と官職地位の變遷は以下の通り。

一八七〇(明治三)年三十二歳(待詔院出仕)。一八七一(明治四)年三十三歳(左院大議生)。一八七二(明治五)年三十四歳(左院少議官、左院三等議官、左院儀制課長)。一八七五(明治八)年三十七歳(左院廢止によって、權少内史に轉ず)。一八七六(明治九)年三十八歳(内史廢止により修史局御用掛)。一八七七(明治十)年三十九歳(修史局廢止により修史館御用掛)。一八七九(明治十二)年四十一歳(宮内省御用掛兼勤)。一八八四(明治十七)年四十六歳(參事院議官補)。一八八六(明治十九)年四十八歳(華族局主事補)。一八八八(明治二十一)年五十歳(爵位局主事補)。一八八九(明治二十二)年五十一歳(爵位局主事)。一八九六(明治二十九)年五十八歳(勅選貴族院議員)。

⑦ 誠一郎は立憲君主制の政治を目指し、憲法制定に情熱を傾けた。その撰にかゝる「立國憲議」(明治五年四月、大議官

黄遵憲と宮島誠一郎(寛)

伊地知正治と協議の上、左院議長・後藤象二郎(建白)は、新政府における憲法制定を促す最初のもので、誠一郎自身による手記「國憲編纂起源」(『明治文化全集・憲政篇』日本評論社・一九二八年收載)がある。

⑧ C卷二には「明治五年ヨリ八年ニ到ルマテ余在官中往々心ヲ留メ神ヲ寄スル所ナル然ルニ左院廢院ノ後内史ニ被任九月内外史廢官ニ相成自是以後ハ九年十年九州ノ大亂ト相成リタレハ自然ニ琉球事件モ其儘放擲ノ姿ト相成ルモノノ如シ余政府ヲ去リテ後史筆ニ掲載スル重大ノ事件ハ大略左ノ如シ」とあって、自己の著述を列記する。また修史館員の俸給も決して高くはなかつたやうで、青山延壽が「わたしは修史館では、史料をあつめるのがつとめです。これを撰修するのは編修の係りがあります。…俸給はやつと生活ができるだけです。まゝえに東京府にいたときは、いまの俸給の二倍でした」と語る(『大河内文書』)ところからも推測できよう。

⑨ C卷二 明治十一年一月の條。

⑩ 同右。明治十一年三月十四日の條。

⑪ 同右。大久保の名はその没後にもしばしば見える。

⑫ 霞館は公使館を指し、麴街は宮島の自宅を指す。

⑬ 袴とげた。黄遵憲はこうした日本の服装をしたこともあったのだろう。それは宮島の家でのことであつたのかも知れない。

⑭ 注⑧の『大河内文書』参照。